

事務連絡
令和2年4月9日

別記 ご担当者 殿

国土交通省海事局
安全政策課危機管理室

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂を受けた在宅勤務
(テレワーク)等の推進について(要請)

平素より新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨日、令和2年4月8日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改正を受けた、感染拡大の防止、事業の継続等について(依頼)」により、令和2年4月7日の第27回新型コロナウイルス感染症対策本部において改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下、「基本的対処方針」という。)につきまして、周知等をさせていただきますところですが、在宅勤務(テレワーク)や時差通勤等、人との交わりを低減する取組については、基本的対処方針においても、「強力に推進する」とされており、第27回新型コロナウイルス感染症対策本部において、総理大臣より「ゴールデンウィークが終わる5月6日までの1か月間に限定して、国民の皆様には、7割から8割の削減を目指し、外出自粛をお願いします。」との発言がありました。

これまでも、下記事項について周知等頂いていたところですが、新型コロナウイルス感染症のより一層の拡大防止のため、傘下事業者等に対し、特にテレワークや時差通勤等の今まで以上に強力な推進が図られるよう、改めて周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

記

- 従業員に対して、咳エチケットや手洗いなどの感染症対策を徹底すること
 - 発航前検査時等に、乗組員等に咳や発熱等の症状の有無を確認するなどにより、健康状態を確実に把握すること
 - 従業員に新型コロナウイルス感染症のり患が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告を行うこと
 - 利用者に対する感染症対策の周知、多くの人が利用する旅客ターミナルにおけるアルコール消毒液の設置等の利用者に係る感染症対策を実施すること
 - 船内や旅客ターミナルにおける放送等を通じて、テレワークや時差通勤等の呼びかけを行うこと
- (放送文案(例))
- ・国土交通省・厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。

- 手洗い、アルコール消毒や、咳エチケットは、感染症対策の基本です。ご利用の皆様におかれましては、ターミナルや船舶内、公共交通機関ご利用時におけるこれらの取組にご協力をお願いいたします。
 - あわせまして、通勤時に公共交通機関をご利用される方におかれましては、感染拡大防止のため、混雑緩和につながるテレワークや時差通勤といった取組を積極的に行っていただきますようお願い申し上げます。
- 従業員の方々について、可能な範囲でのテレワークや時差出勤等の積極的な活用を行うこと

電話：03-5253-8111(代表)
国土交通省海事局安全政策課
宮岡 miyaoka-s2wr@mlit.go.jp
伊藤 itoh-y2ug@mlit.go.jp
脇野 wakino-s2nx@mlit.go.jp

【別記】

一般社団法人 日本船主協会
一般社団法人 日本外航客船協会
一般社団法人 日本旅客船協会
一般社団法人 日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会
外国船舶協会
外航船舶代理店業協会
日本船舶代理店協会
一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般社団法人 日本船用工業会
一般社団法人 日本マリン事業協会
一般財団法人 舟艇協会
一般財団法人 日本造船技術センター
公益財団法人 マリンスポーツ財団
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
一般財団法人 沿岸技術研究センター
公益財団法人 日本適合性認定協会
上海フェリー株式会社
日中国際フェリー株式会社
有限会社 沖縄シップスエージェンシー
有限会社 陸通
一般社団法人 日本船舶電装協会
一般社団法人 日本船用機関整備協会
一般社団法人 日本船舶品質管理協会
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局
一般財団法人 日本海事協会
一般財団法人 日本舶用品検定協会
日本小型船舶検査機構
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング
DNV GL AS
ロイドレジスター・グループリミテッド
CCS
韓国船級協会
一般社団法人 大日本水産会
一般財団法人 日本船舶技術研究協会
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会
一般財団法人 日本モーターボート競走会

公益社団法人 日本モーターボート選手会
一般社団法人 全国モーターボート競走施設所有者協議会
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会
公益財団法人 日本財団
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団
公益財団法人 日本海事科学振興財団
一般財団法人 日本船渠長協会
一般社団法人 日本船長協会
一般社団法人 全日本船舶職員協会
一般財団法人 海洋育英社
一般社団法人 海洋会
一般社団法人 日本船舶機関士協会
公益財団法人 海技教育財団
独立行政法人 海技教育機構
日本水先人会連合会
一般財団法人 海技振興センター
公益財団法人 海技資格協力センター
一般財団法人 日本船舶職員養成協会
公益社団法人 日本海員掖済会
一般財団法人 日本船員厚生協会
公益財団法人 日本船員雇用促進センター
公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団
一般財団法人 全日本海員福祉センター
公益財団法人 日本殉職船員顕彰会
一般社団法人 外航船員医療事業団
船員災害防止協会

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

- ① 令和2年4月7日の緊急事態宣言は、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、これまでの施策をさらに加速させることを目的として行うものである。接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す。（後略）

- ⑩ 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるものであるが、特定都道府県は、まずは在宅勤務（テレワーク）を強力的に推進する。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力的に推進する。指定公共機関等はまん延防止対策に関するBCPの策定・実施を図っており、特定都道府県は、取組をさらに強化を促す。また、職場においては、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促す。外出自粛等の要請にあたっては、現にクラスターが多数発生している繁華街の接客を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促すとともに、まん延の状況や人の移動の実態等を踏まえ、域内のみならず、域外への外出も対象とする。

- ⑪ 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCPに基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力的に呼びかける。